利益の処分に関する書類

（平成24年９月24日）　（単位：百万円）

Ⅰ	当期未処分利益	83	Ⅱ	利益処分額	
	当期総利益	292		積立金	83
	前期繰越欠損金	△ 209			

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ	業務費用		Ⅱ	損益外減価償却相当額	717
	⑴ 損益計算書上の費用	8,408	Ⅲ	損益外除売却差額相当額	1
	業務費	8,015	Ⅳ	引当外退職給付増加見込額	120
	一般管理費	354	Ⅴ	機会費用	
	財務費用	11		政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	98
	その他経常費用	19	Ⅵ	行政サービス実施コスト	4,140
	臨時損失	9			
	⑵ （控除）自己収入等	△ 5,204			
	医業収益	△ 4,808			
	研修収益	△ 29			
	研究収益	△ 322			
	その他経常収益	△ 45			
	業務費用合計	3,203			

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改定について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日）及び「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月））を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	９～20年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされていないものについては、役職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。

また、退職手当一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付にかかる引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第89第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.988％で計算しております。

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

Ⅱ．貸借対照表

１．運営費交付金から充当されるべき退職一時金に係る退職給付引当金の見積額　1,586百万円

２．高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　749百万円